

令和5年5月2日

市立こども園・保育園の保護者の皆様へ

加古川市幼児保育課

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行について（変更）

みだしのことについて新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することを踏まえ、下記のとおり運用を変更します。

今後も、手洗いや適切な換気の確保をはじめとした日常的な対応を継続するとともに、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

記

1 体調管理および出欠

- 本人の感染が判明した場合は登園を控えていただくこととし、その期間は、「発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。また、控えた後の登園時に医師の診断は必要ありません（園に発症日、症状の軽快した日をお知らせください）
- 濃厚接触者としての特定は行われませんので、これまでの「濃厚接触者の待機期間」はありません

2 園職員のマスクについて

- 職員のマスクの着用について、平時は着用を求めないことを基本とします